

改正開示府令案等、公表

金融

去る11月26日、金融庁は「企
業内容等の開示に関する内閣府
令の一部を改正する内閣府令」
(案)等を公表した。コメント
期限は12月26日。

主な改正点は次のとおり。
サステナビリティ開示基準の
適用開始に向けた環境整備

2027年3月期から、時価
総額が一定規模以上の東証プラ
イム市場上場会社に対し、段階
的にサステナビリティ開示基準
(SSB J基準)の適用義務づ
けの方針が示されたことを受け、
次の必要な制度整備を行うもの。

- ・ SSB J基準上開示が求めら
れる事項の記載のほか、SS
B J基準に準拠している旨、
2段階開示やSSB J基準上
の経過措置の適用状況
- ・ 将来情報やスコープ3温室効
果ガス排出量に関する定量情
報について、推論過程等に関
する記載およびこれらの情報
に係る社内の開示手続

(1) SSB J基準の適用

東証プライム市場上場会社のう
ち、平均時価総額(有報の対象
事業年度前の5事業年度末にお
ける時価総額の平均)が1兆円
以上の会社に対し、SSB J基
準に従つて、有報等の記載事項の
うちサステナビリティ関連記載事
項を記載することを義務づける。

2段階開示を可能とする規定
を設ける。

(2) SSB J基準の適用に伴う 開示項目の追加

「サステナビリティに関する
開示項目の追加」

記載がされている場合には、虚
偽記載等の責任を負うものでは
ないとする考え方を明示する。
人的資本開示に関する制度

見直し

本年6月に公表された「經
濟財政運営と改革の基本方針
2025」等において提言され
ている人的資本に関する開示の
拡充のため、有報において、新
たに次の事項について開示を求
めるなどの改正を行う。

- ・企業戦略と関連づけた人材戰
略およびそれを踏まえた従業
員給与等の決定方針
- ・従業員の平均給与の対前年比
増減率
- ・(持株会社である場合)連結会
社(外団会社を除く)のうち、
従業員数が最も多い「最大人
員会社」の従業員給与の平均
額、その前年比増減率等

及び取組」その他の項目におい
て記載した見積りの方法により
算定した数値について、確定值
が判明し、見積りによる数値と
確定値との間に差異がある場合
には、半期報告書において記載
することができる。

(3) スコープ3温室効果ガス排 出量の虚偽記載等に係るセー フハーバー・ルールの整備

スコープ3温室効果ガス排
出量に関する定量情報について、
一般に合理的と考えられる範囲
で差異が生じる要因や推論過程

- ・有報の記載事項等が定期株主
総会またはその直後に開催
される取締役会の決議事項と
なっているときにおける当該

財務省法人企業統計調査

一令和7年7~9月期調査

この調査は、統計法に基づく基幹統計として「資本金」「1千万円以上の営利法人等」を対象に、企業活動の短期的動向を把握することを目的として、四半期ごとの仮決算計算数を調査しているものです。
以下は、令和7年12月1日に発表した令和7年7~9月期の調査結果の概要です。

回答法人数 23,476社 (19,255社)
回答率 72.0% (72.5%)
()書きは金融業、保険業を除いた数値です。

◆売上高(金融業、保険業を除く)

製造業、非製造業ともに増収

売上高は、379兆431億円で、対前年同期増加率(以下、「増加率」という)は0.5%となりました。

業種別にみると、製造業は0.2%、非製造業は0.6%となりました。

◆経常利益(金融業、保険業を除く)

製造業、非製造業ともに増益

経常利益は、27兆5,385億円で、増加率は19.7%となりました。

業種別にみると、製造業は23.4%、非製造業は17.6%となりました。

◆設備投資(金融業、保険業を除く)

製造業、非製造業ともに増加

設備投資額は、13兆8,063億円で、増加率は2.9%となりました。

業種別にみると、製造業は1.4%、非製造業は3.9%となりました。

なお、ソフトウェア投資額を除いた設備投資額は12兆2,225億円で、
増加率は2.9%となりました。

対前年同期増加率の推移(金融業、保険業を除く)

(単位: %、億円)

区分	6.7-9	10-12	7.1-3	4-6	7-9	(実額)
売上高						
全産業	2.6	2.5	4.3	0.8		3,790,431
製造業	2.8	2.2	5.7	1.3		1,149,160
非製造業	2.5	2.7	3.8	0.6		2,641,271
経常利益	▲3.3	13.5	3.8	0.2		(実額) 275,385
全産業	▲15.1	26.7	▲2.4	▲11.5		100,019
製造業	4.6	6.4	7.0	6.6		175,367
非製造業						
設備投資						(実額)
全産業	8.1 (9.5)	▲0.2 (3.1)	6.4 (6.9)	7.6 (5.2)		138,063 (122,225)
製造業	9.2 (9.7)	0.8 (0.4)	4.2 (3.0)	16.4 (17.0)		49,554 (45,089)
非製造業	7.4 (9.4)	▲0.8 (4.7)	7.6 (8.9)	3.0 (▲1.1)		88,509 (77,136)

(注)設備投資の()書きは、ソフトウェア投資額を除いたベース。

「法人企業統計調査」は、統計法に基づく基幹統計に指定されており、調査の対象となった法人様には調査票を提出する義務がございますので、必ず提出期限までに財務省(財務局・財務事務所)への提出をお願いします。

なお、次回令和7年10~12月期の調査票の提出期限は令和8年2月10日、結果の公表は令和8年3月3日の予定です。

決議事項等の概要の記載を原則とする。

・半期報告書の「大株主の状況」および「議決権の状況」について、中間配当基準日現在における「大株主の状況」および「議決権の状況」を記載することができる。

して算定した5事業年度末の平均時価総額に応じて、次の日以後終了する事業年度に係る有報等から適用される。

ポジティブ・メンタルヘルス
▼ 悩み」との「食べ方」

江口 肇 メンタルクリエイ

最近、吉野秀雄という歌人の本を続けて読みました。「やわらかな心」と「あるがままに生きる」 という作品です。隨筆集ではあるのですが、歌人が書いたものなので、そのなかにたくさんの短歌が紹介されています。

の裡を「観る」ことから逃げない胆力が必要なのだろうと推測します。

いじなぐ「メンタルやせこ」など
の言葉で済ませてしまつ。現代に
生きる私たちは「觀る」力が退化
してしまつたのかもしません。
私たちの生きる社会が生きづ
らくなつたことも、そのことと無
関係ではなつてゐます。カウン

〔**サステナビリティ開示基準の適用開始に向けた環境整備」の改正**〕
2026年3月31日を基準と

(2) その他の改正
2026年3月31日以後に終了する事業年度に係る有報等から適用される。

筆者に、年にいくほどで「川柳」を楽しんでいますが、これまでの人生でまたたくといつていいほど俳句や短歌には触れてきませんでした。

ふじその言葉を思い出し、あいた
と窓へ出たことがない。出した
ことを生業にして、ふじその
舌で味わい、咀嚼し、咀嚼する
人が増えてきたと感じる」とが
いうことは、食べ物を口に含み、
舌で味わい、咀嚼し、咀嚼する
惱に対応して「覗む」とことをしない
いて、それをコントロールしよう

保証業務実施者へのエンフォースメント、検討 —金融審議会サステナ情報開示・保証WG

吉里秀虎の短歌をはじめ、万葉集、会津ハ一や正岡子規の短歌などを読んでも、正直などいふほ
うが、豈かに思ひます。

消音器で吸収し、血とない肉となる過程です。つまり、その行為と「観る」とは同じなのだと

去る11月28日、金融庁は第10回金融審議会サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に關するワーキング・グループ（座長・神作裕之・學習院大学大学院法務研究科教授）を開催した。

度な責任を負わせない措置の検討も必要とされている。

事務局は、こうした議論を踏まえて、投資者保護のためのエンフオースメントについて次のとおり検討した。

それでも、何度も短歌を読むうちに、五・七・五・七の心地よいリズムに魅せられ、意味がわからずとも心と身体に沁みこんでくるようになります。

また、短歌を味わうなかで、素晴らしい歌人は「観る」という

に理解しました。
対象となるのをつたん自身
の身体に取り込み、味わい、咀
嚼して、吸収して、自分のもの
とする。そのプロセスを経ること
なしに本当の意味で「観る」とは
いえないでしょう。このような
身体的経験がなければ、物語の
意味を理解する上では到底不
可能です。

保証業務実施者へのエンフォー

公認会計士法では虚偽証明を

かと感じました。景色、出来事、

ヤルヒコのだいひかと田畠したと

対して課徴金納付命令が規定されており、これは本来財務諸表監査が継続的な業務であるにもかかわらず、虚偽証明があつた場合、業務停止命令によつて(虚

注意を向けて、己の裡に生まれる言葉たちと相対することをためなく続けなければ、魅せる歌を詠むことはできないのではないか。つまり、対象や己いでしょつか。

答えるれるでしょつか。
景色を「観る」ことなく写真を撮る。出来事を「観る」ことなく善悪・優劣などの一分化思考で判断を下す。自身の内面を「観る」

なつたのかもせん。口で食べるにしても、田で食べるにして、私たちは今食べるといふ行為の価値を再考する時期を迎えてゐるようと思えます。

偽証明と)無関係な企業にその影響が及ぶところ、金銭的負担を課すことで違反行為を抑止することが効果的であるとの考えに基づいている。

事務局は、こうした考えが保証業務実施者にも当てはまるものであり、虚偽「保証」を行つた者に対する課徴金制度を設けてはどうかとした。また、保証業務実施者に対する課徴金額の考え方は、公認会計士法を参考に、(1)相当の注意を怠つたことによる虚偽「保証」には保証報酬相当額を課し、違反行為を効果的に抑止する観点から、(2)故意による虚偽「保証」には保証報酬の1・5倍を課すことを基本としてはどうかとした。

(2) 刑事責任

事務局は、有報等の虚偽証明について金商法上に刑事罰を科す規定がないことから、サステナビリティ情報の虚偽「保証」についても刑事罰を規定しないことが適当と考えられた。

一方、監査法人の業務が適切に実施されるよう、重要な行為規制の違反については罰則が科されるものもあることから、保証業務実施者の守秘義務については、次のように考えることを

(立証責任が転換された民事責任)

委員からは、賛意が聞かれた。

監査証明を行つた公認会計士・監査法人の虚偽証明責任が規定されていることから、保証業務実施者においても、虚偽「保証」を行つた場合における立証責任が転換された民事責任を規定することとしてはどうかとした。

また、事務局は、金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ」において議論されている企業のセーフハーネー・ルールを前提に、企業に

セーフハーネー・ルールが適用される場合(将来情報等の合理性確保のための推論過程等が適

正に開示されている場合)、保証業務実施者においても責任

ができる規定があるため、これ

提案した。

うかとした。なお、有報において「将来情報等の合理性確保のための推論過程等」の開示が実ではなく、企業にセーフハーネー・ルールが適用されない場合は免責されることとする。

委員からは、賛意が聞かれた前提となつてはいるが、公認会計士法の責任や処分をどう考えるのか。他の業務実施者とのイ

コールフットティングを」との意見等が聞かれた。

今回の審議事項ではないものの、前回会議にて実施しないとされた第三者保証が付されてい

る場合における有報の提出期限の延長について、「(やむを得ず)

法定期限を過ぎてしまうような場合に訂正報告書による2段階

開示しか認められないというのは制度として硬直的」などの理由から「実施すべき」旨の意見が複数の委員から寄せられた。

事務局は、「現行の金商法においてやむを得ない理由があつて法定の期間内に有報を提出できないと認められる場合には、あらかじめ当局の承認を得たうえで提出期限の延長をすること

経理用語の豆知識

構成単位の監査人が関与する場合の考慮事項

グループ監査でリスク対応手続の立案または実施に構成単位の監査人を関与させる場合、グループ監査人は、グループ財務諸表の重要な虚偽表示リスクへの対応の立案に関連すると判断した事項について、構成単位の監査人とコミュニケーションを行わなければならない。また、特別な検討を必要とするリスクについて、実施するリスク対応手続を構成単位の監査人が決定している場合、グループ監査人は、そのリスク対応手続の立案および実施の適切性を評価しなければならない。

構成単位の監査人がサブグループの連結プロセスを含む連結プロセスに関するリスク対応手続を行う場合、グループ監査人は、構成単位の監査人への指揮、監督およびその作業の査閲の内容および範囲を決定しなければならない。グループ監査人は、構成単位の監査人とのコミュニケーションで識別した財務情報がグループ財務諸表に組み込まれている財務情報であるかどうかを判断しなければならない。

従業員等に信託を通じて株式を交付する取引

対象となる信託が、①委託者が信託の変更をする権限を有している場合、②企業に信託財産の経済的効果が帰属しないことが明らかであるとは認められない場合、のいずれも満たす場合には、企業は期末において総額法を適用し、信託の財産を個別財務諸表に計上するとされている。総額法とは、信託の資産および負債を企業の資産および負債として貸借対照表に計上し、信託の損益を企業の損益として損益計算書に計上することを意味する。

期末における総額法で留意すべき事項は、①信託に残存する自社の株式を、信託における帳簿価額により自己株式として計上する、②信託の終了時に、信託において借入金の返済や信託に関する諸費用を支払うための資金が不足する場合、債務保証の履行により企業が不足額を負担することになる。信託終了時に企業が信託の資金不足を負担する可能性がある場合には、負債性の引当金の計上の要否を判断することになる。

を柔軟に運用できないか開示が
たい」と回答した。
イデラインの改正も含め検討し
国際会計

財務諸表における設例、公表——IASB

去る11月28日、IASBは、「財務諸表における不確実性についての開示—設例（Disclosures about Uncertainties in the Financial Statements—Illustrative examples）（以下、「本設例」といふ）を公表した。

本設例は2024年7月に公表された公開草案への意見を踏まえて開発され、本年7月に公表された最終化直前の草案（Near-final Staff Draft）に限定的変更(minor editorial change)を加えられたものとなつてゐる。

本設例の内容

本設例は、不確実性についての財務諸表における情報不足や財務諸表内外での開示情報の一貫性の欠如が懸念されていることへの対応として、IFRS会計基準の適用例を示す」として、IASのASUの概要

IAS36号に基づく開示が不要である場合に、気候関連の移行リスクにさらされている企業がIAS8号に基づいて資産の回収可能性についての仮定の開示を検討した例

減損テストにおける温室効果ガス排出の将来コストの見積りなどが開示される仮定になると判断した例

長期に存続する想定の工場の廃棄・原状回復コストの引当金が、割引計算により重要性のない金額になつてはいる場合に、想定より早期に工場を閉鎖した場合の影響に鑑み不確実性について開示を行うと判断した例

対応するIFRS会計基準	設例の内容
IFRS18号「財務諸表における表示及び開示」またはIAS1号「財務諸表の表示」	移行計画の財務的影響を開示すべきとした重要性判断の例(シナリオ1)と開示しないとした重要性判断の例(シナリオ2) 温室効果ガス排出量の違いに基づいて有形固定資産を区分した情報を開示すると判断した例
IFRS7号「金融商品：開示」	金融機関による信用リスクについての開示において一定の貸出金ポートフォリオへの気候関連リスクの影響を重要と判断した例
IAS8号「財務諸表の作成基礎」	IAS36号に基づく開示が不要である場合に、気候関連の移行リスクにさらされている企業がIAS8号に基づいて資産の回収可能性についての仮定の開示を検討した例
IAS36号「資産の減損」	減損テストにおける温室効果ガス排出の将来コストの見積りなどが開示される仮定になると判断した例
IAS37号「引当金、偶発負債及び偶発資産」	長期に存続する想定の工場の廃棄・原状回復コストの引当金が、割引計算により重要性のない金額になつてはいる場合に、想定より早期に工場を閉鎖した場合の影響に鑑み不確実性について開示を行うと判断した例

本設例は、IFRS会計基準を追加・変更するものではなく、既存の要求事項を適用するうまい。

えでの強制力のない指針（non-mandatory guidance）と位置づけられ、発効日は設定されていない。

「ヘッジ手段」として指定されるとにより、売建オプションと非オプションデリバティブ（たとえば、上限や下限付きの金利スワップ）で構成される複合デリバティブを、キャッシュ・フロー・ヘッジの「ヘッジ手段」

ヘッジ会計におけるASU、公表——FASB

去る11月25日、FASBは会計基準アップデート（ASU）2025-09「デリバティブとヘッジ（トピック815）—ヘッジ会計の改善」を公表した。

(2) 選択金利債券の予定利息支払のヘッジ

として指定する」とを認める。

(3) デュアルヘッジとしての外貨建債券

ための適格規準を変更することにより、売建オプションと非

(4) ヘッジ手段のネットの変動価格要素について、ヘッジ指定期を認めることにより、非金融資産の予定購入と売却のヘッジ会計を拡大する。

「ヘッジ手段」として指定されるとにより、売建オプションと非

（1）キャッシュ・フロー・ヘッジの類似のコスクワの評価
キャッシュ・フロー・ヘッジにおいて、指定できる個々の予定取引のグループの要求について「リスク・エクスポートジャーキャッシュ・フロー・ヘッジ」から、「類似のリスク・エクスポートジャーキャッシュ・フロー・ヘッジ」を共有すること」から、「類似のリスク・エクスポートジャーキャッシュ・フロー・ヘッジ」に変更することに認められる「ヘッジされるリスク」を拡大する。

（2）選択金利債券の予定利息支払のヘッジ
通常の購入と通常の売却の範囲の例外となる「明確かつ密接に関連する」規準を満たす非金融資産の予定購入または売却での変動価格要素について、ヘッジ指定期を認めることにより、非金融資産の予定購入と売却のヘッジ会計を拡大する。

ASUは2026年12月16日以降に開始する年度から将来に向かって適用され、早期適用は認められる。

ネットの売建オプションが

オプションデリバティブ（たとえば、上限や下限付きの金利スワップ）で構成される複合デリバティブを、キャッシュ・フロー・ヘッジの「ヘッジ手段」として指定する」とを認める。

この10日間に公表・公布された経理関係重要法規等

日付	法規等	出所	備考
2025年11月27日	法人税基本通達等の一部改正について(法令解釈通達)	国税庁	令和7年6月30日発遣の、リース税制の見直しに関する「法人税基本通達等の一部改正について(法令解釈通達)」の一部の表記に誤りがあったことから、これを修正するもの。 https://www.nta.go.jp/law/tsutatsu/kihon/hojin/kaisei/2511xx/index.htm
2025年12月1日	グロース市場の上場維持基準の見直し等に係る有価証券上場規程等の一部改正について	東証	グロース市場上場会社に、機関投資家の投資対象となり得る規模への早期の成長を促すとともに、企業間のM&Aや起業家の次なる創業などを促進する観点から、グロース市場の上場維持基準等について、所要の見直しを行うもの。具体的には、上場維持基準(時価総額)を上場10年経過後40億円以上から上場5年経過後100億円以上とするなどの改正が行われている。12月8日より施行されるが、上記の上場維持基準の見直しについては2030年3月1日から施行される。 https://www.jpx.co.jp/rules-participants/rules/revised/t13vrt000000bwly-att/gaiyo.pdf

利上げを先取りした短期金利の急上昇

金融

日銀の植田総裁が12月1日に名古屋で行つた講演での、来年の春季労使交渉に向けた「初動のモメンタムを確認していくことが重要」との発言が市場の注目を集めた。これは、賃金の伸びが物価目標と整合しつつあるとの認識を前提に、利上げ判断の時期が「春闘の初動」という比較的近い段階で整い得ることを示唆したものと受け止められた。このため、市場では政策変更が従来の想定より前倒しになるとの観測が急速に広がった。また、総裁が、実質金利は自然利子率を大きく下回り、利上げを行つても金融環境はなお緩和的であると述べた点も、利上げへのハードルが低いとの見方を強めた。この結果、金利は短期ゾーンを中心に急騰し、2年債利回りは約17年ぶりとなる1.0%前後まで上昇した。為替は円高方向に振れ、株式市場では金利敏感株が軟調となるなど、講演内容は複数の市場に影響を及ぼした。

もつとも、今回の金利急騰がただちに政策転換の前触れとは

いえない。植田総裁は賃金の持続的な改善を最終判断の軸に据えており、春季労使交渉の初動を確認する段階にある以上、政策当局が市場の織り込みより先行して動く環境にはいためである。とはいっても2年債利回りが1.0%前後に達したことで、変動金利型の借入れや短期資金に依存する企業では、調達コストの上振れが徐々に重荷となる可能性は否定できない。特に、海外景気の減速感が続くなかで、企業の投資姿勢が一段と慎重化すれば、金利上昇の影響が想定以上に作用する展開もあり得る。

他方、賃金の勢いが想定を下回れば、利上げ観測の巻き戻しが生じ、足元の金利上昇が一時的な反応にとどまる可能性も残る。結局のところ、今後の焦点は、企業収益や物価の基調だけでなく、労働需給の逼迫度合いがどの程度維持されるかに移りつつある。市場は春闘の結果そのものよりも、賃上げ姿勢の強弱を見極めようとしており、短期金利の振れは当面大きくなり

高株価がバブルにならないために

証券

2025年も師走、最後の月には15倍あたりとされている。

各国の事情によって15倍の上下には幅が生じても許される。

日経平均は3年連続20~30%上昇を達成しそうだ。この間、現在、日経平均のPERは約18倍となっている。株価が

2024年2月に日経平均はバブル期の1989年に記録した史上最高値である38,915円を34年振りに更新し、今年10月には50,000円を突破した。日経平均は「失われた20年、いや30年」と揶揄された日本経済の長期低迷を反映して、長い間不振を続け、史上最高値の未更新期間の長さでは世界一といえども、それがこの3年間で一気に蘇つたのである。株価が異常と感じられるほど上がると、すぐにバブルではないか、という声があがる。30年前の苦い経験があるため、無理もないが、バブルかどうかの判断は投資尺度で行うべきだろう。投資尺度の中心はPER(株価収益率)である。PERは株価を1株当たり利益で割ったものであり、利益の何倍まで株式が買われているかを示す。適正なPERは利益成長や金利水準などから判定されるが、国際的

には15倍あたりとされている。各国の事情によって15倍の上下には幅が生じても許される。